

輸入食品の安全性確保の取組み

～2019度輸入食品監視指導計画（案）、
食品衛生法の改正、BSE対策の見直し等について～

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



1. 食の安全に関する行政の枠組み

2

食品の安全への行政の取組(リスク分析)

リスク分析

○ リスク分析とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセス

リスク評価

食品安全委員会

・リスク評価の実施
健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質が食品中に含まれている場合に、どのくらいの確率でどの程度の悪影響があるのか評価

食品安全基本法

リスク管理

厚生労働省

・食品中の含有量について基準を設定
・基準が守られているかの監視

食品衛生法等

農林水産省

・農薬の使用基準の設定
・えさや肥料中の含有量について基準を設定
・動物用医薬品等の規制 など

農薬取締法 飼料安全法 等

消費者庁

・食品の表示について基準を設定
・表示基準が守られているかの監視

食品衛生法 健康増進法 JAS法 等

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

消費者庁が
総合調整

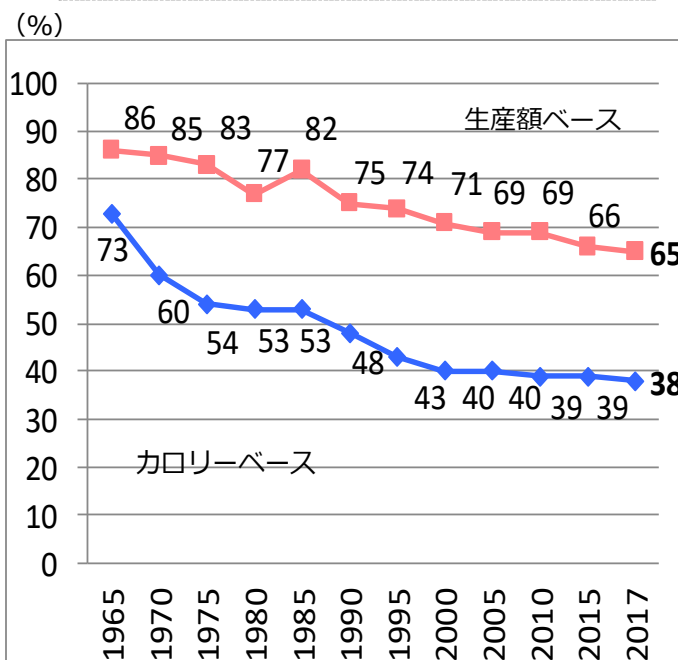
3

2. 輸入食品の現状

4

日本は食料の多くを海外に依存

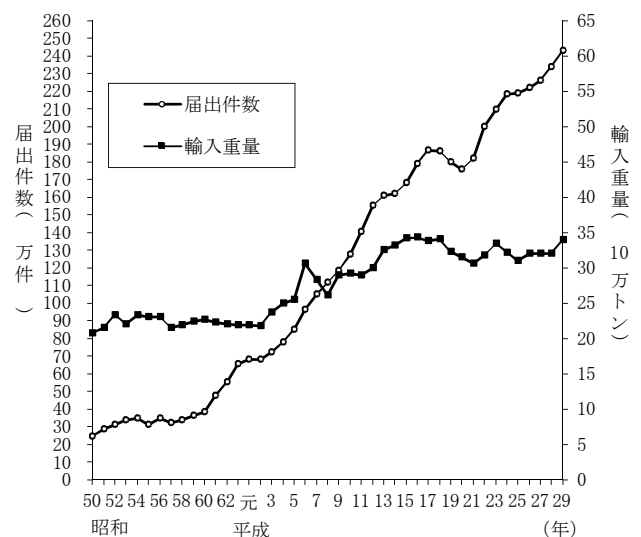
日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」

輸入食品件数・重量

輸入食品のうち、届出件数は概ね増加傾向にある一方、輸入重量については、近年横ばい。



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(平成29年度)

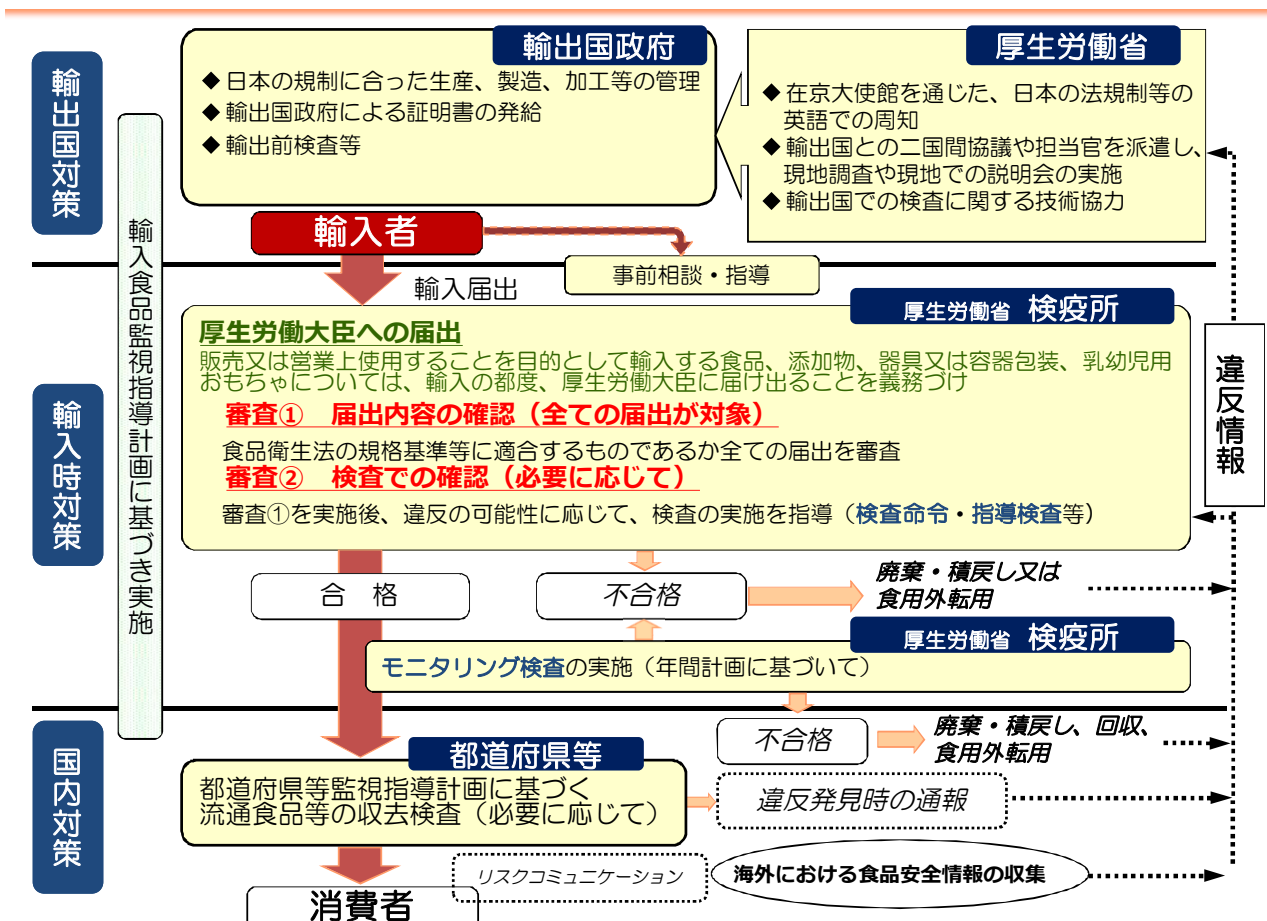
5



3. 輸入食品の安全対策

6

監視体制の概要



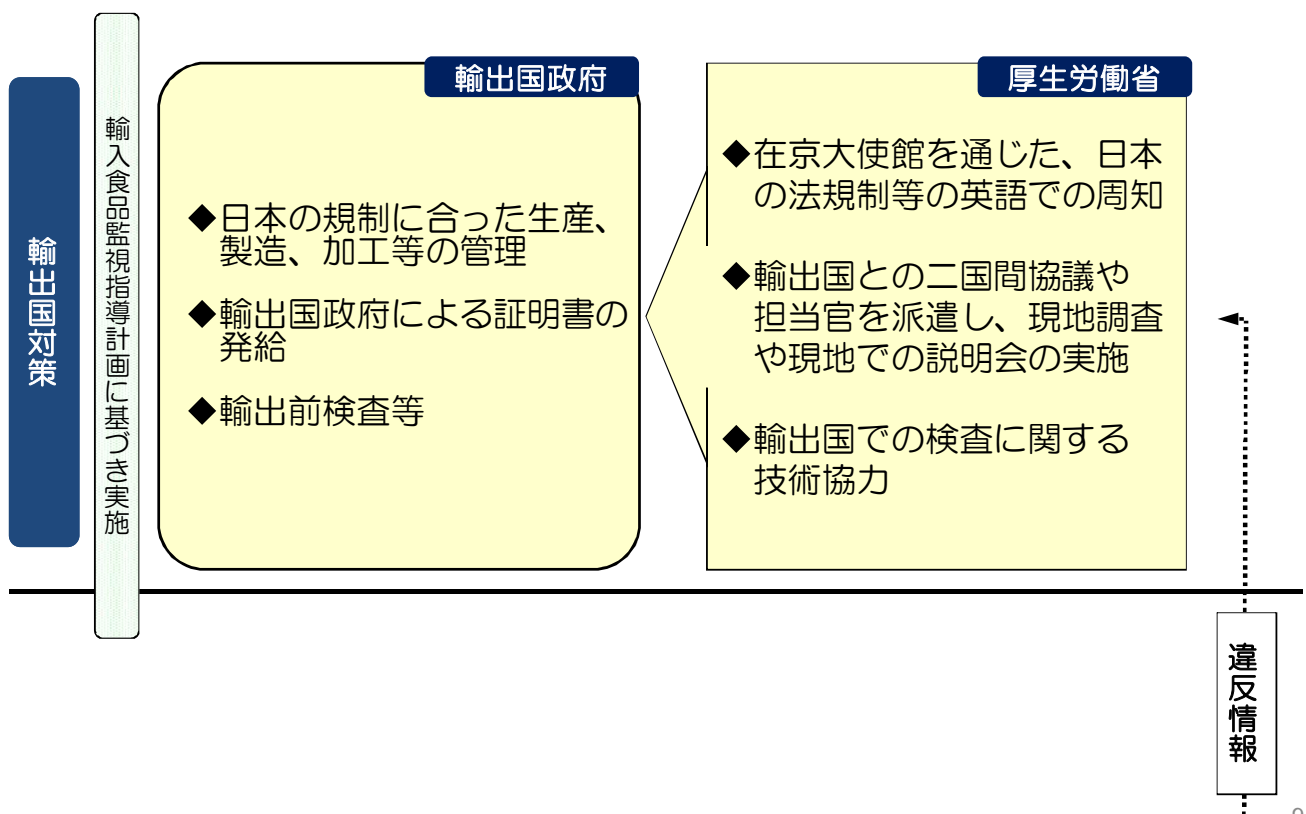
7



3-1. 輸出国対策

8

監視体制の概要



9

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ・ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ・ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ・ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ・ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- ・ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ・ 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- ・ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

10

輸出国における調査・協議（平成30年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
フィリピン	バナナ	残留農薬管理対策の確認のため 現地調査	平成30年12月
英国	牛肉	対日輸出プログラムの実施準備状況に ついての現地調査	平成30年7月
スペイン	牛肉	BSE対策に係ると畜場及び食肉処理施 設の現地調査	平成30年12月

11

輸出国調査の実施概要（オランダ）

オランダにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	・一般食品法総合原則（Regulation (EC) No. 178/2002） ・一般食品衛生規則（Regulation (EC) No. 852/2004） ・動物起源食品特別衛生規則（Regulation (EC) No. 853/2004） ・動物起源食品特別公的統率規則（Regulation (EC) No. 854/2004） ・公的統制規則（Regulation (EC) No. 882/2004） 等
調査対象	食品消費者製品安全庁
概 要	オランダにおける食品衛生規制について、オランダ政府食品消費者製品安全庁の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。 また、ナチュラルチーズ製造施設、パプリカ生産施設及びビスケット生産施設の管理状況等並びに輸出検査機関について現地調査を実施した。

※平成30年度は、オランダの他、南アフリカについても実施（H31年1月現在）

12

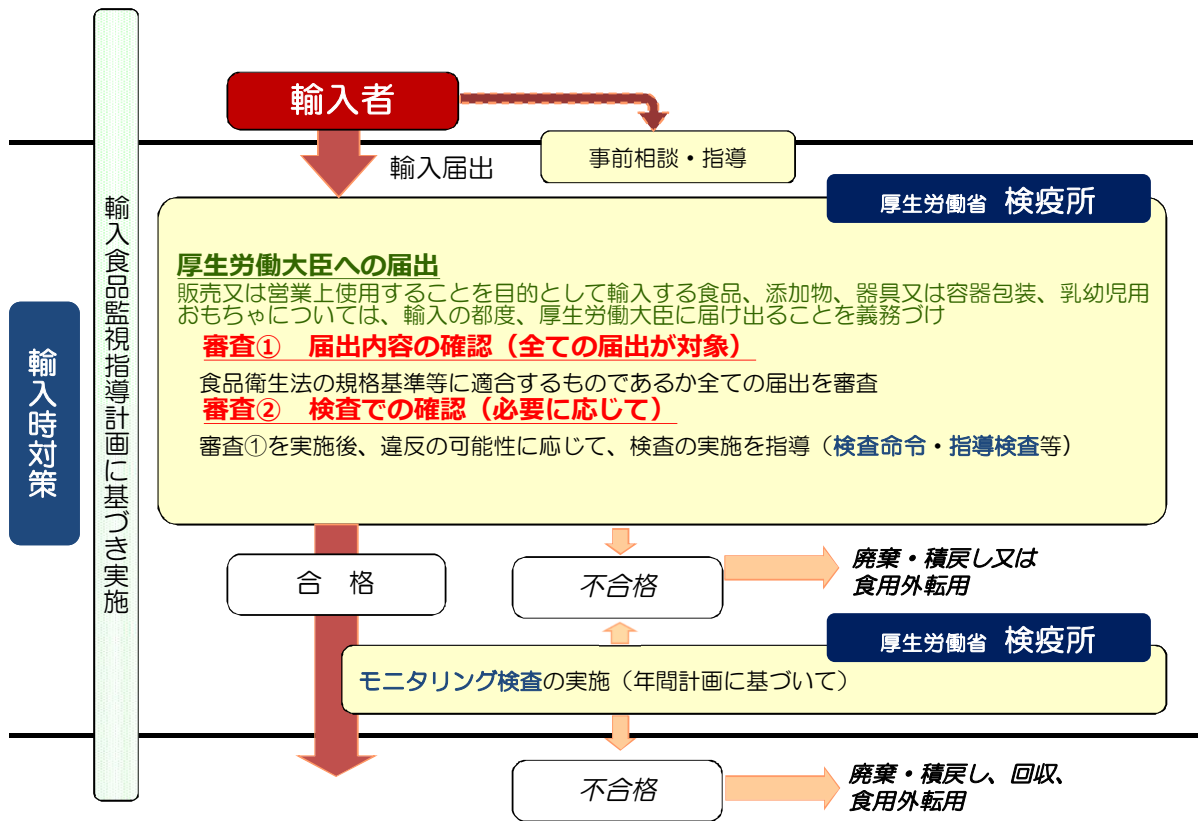


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

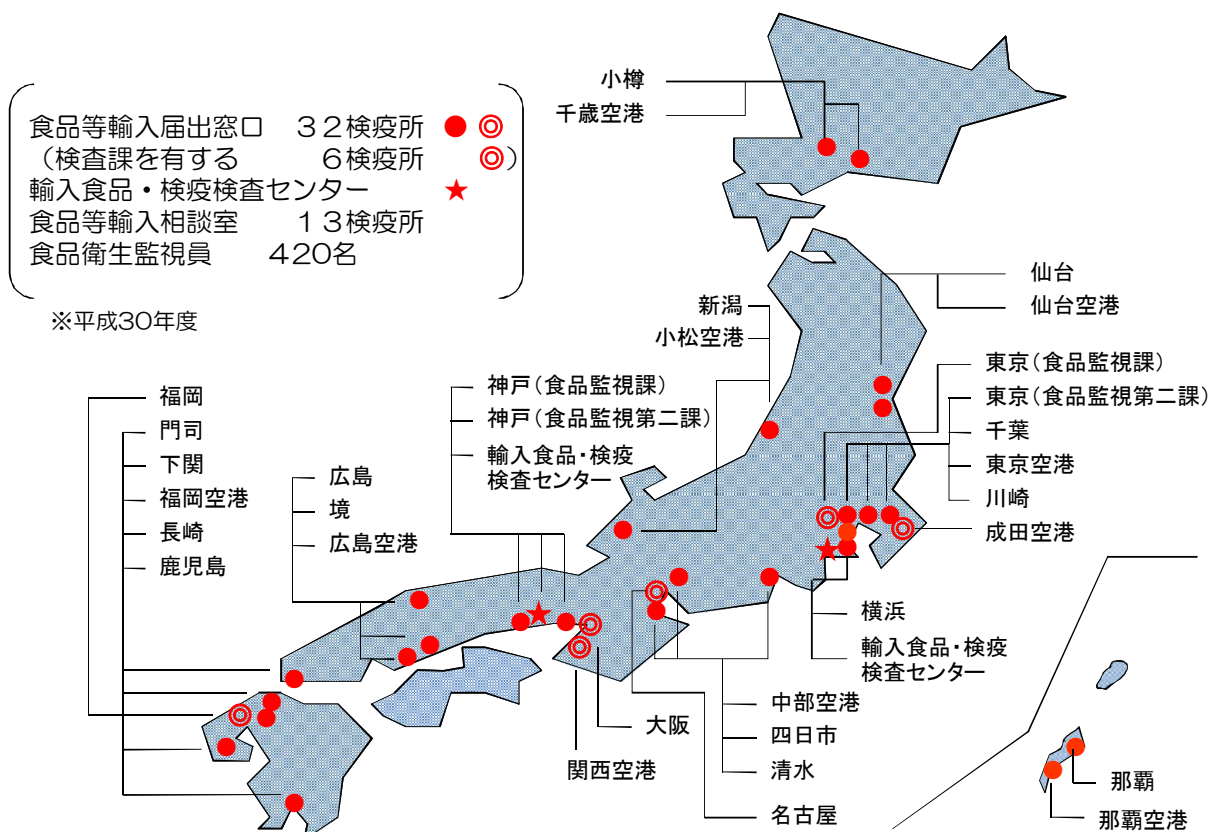
3-2. 輸入時対策

監視体制の概要



14

食品等輸入届出窓口配置状況



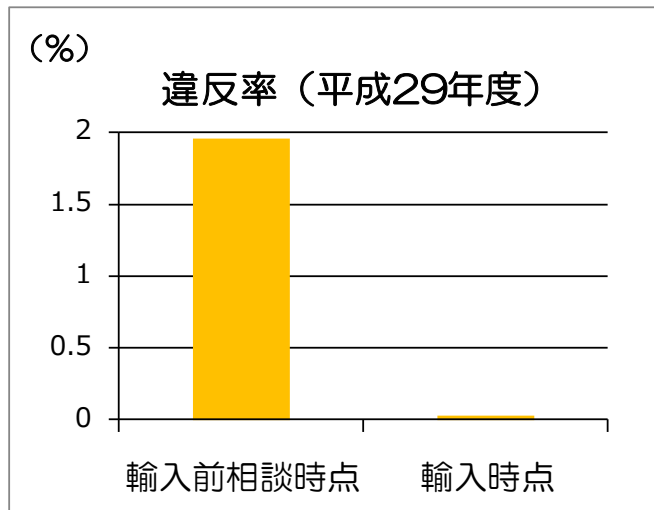
15

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖ 輸入事前相談（食品輸入相談室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための、食品等輸入相談室を設置し、個別の相談に応じている。



輸入前相談時点で判明するケースが多い。

⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の法違反の防止が可能。

（資料出所）

- ①厚生労働省「平成29年度輸入食品監視統計」
- ②厚生労働省「平成29年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」

16

年度別輸入食品相談指導室における輸入相談及び説明会の実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
輸入相談実施件数	12,492	11,826	13,086	12,352	12,111
品目別輸入相談件数	23,903	24,360	24,377	24,180	23,516
品目別違反該当件数	354	257	364	410	460

※輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

❖ 説明会

- ◆ 全国の検疫所、関係団体が開催する説明会及び研修会を開催している。
- ◆ 毎年、輸入食品に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）を開催している。

【平成29年度：延べ103回の説明会、3,260人の参加】

17

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

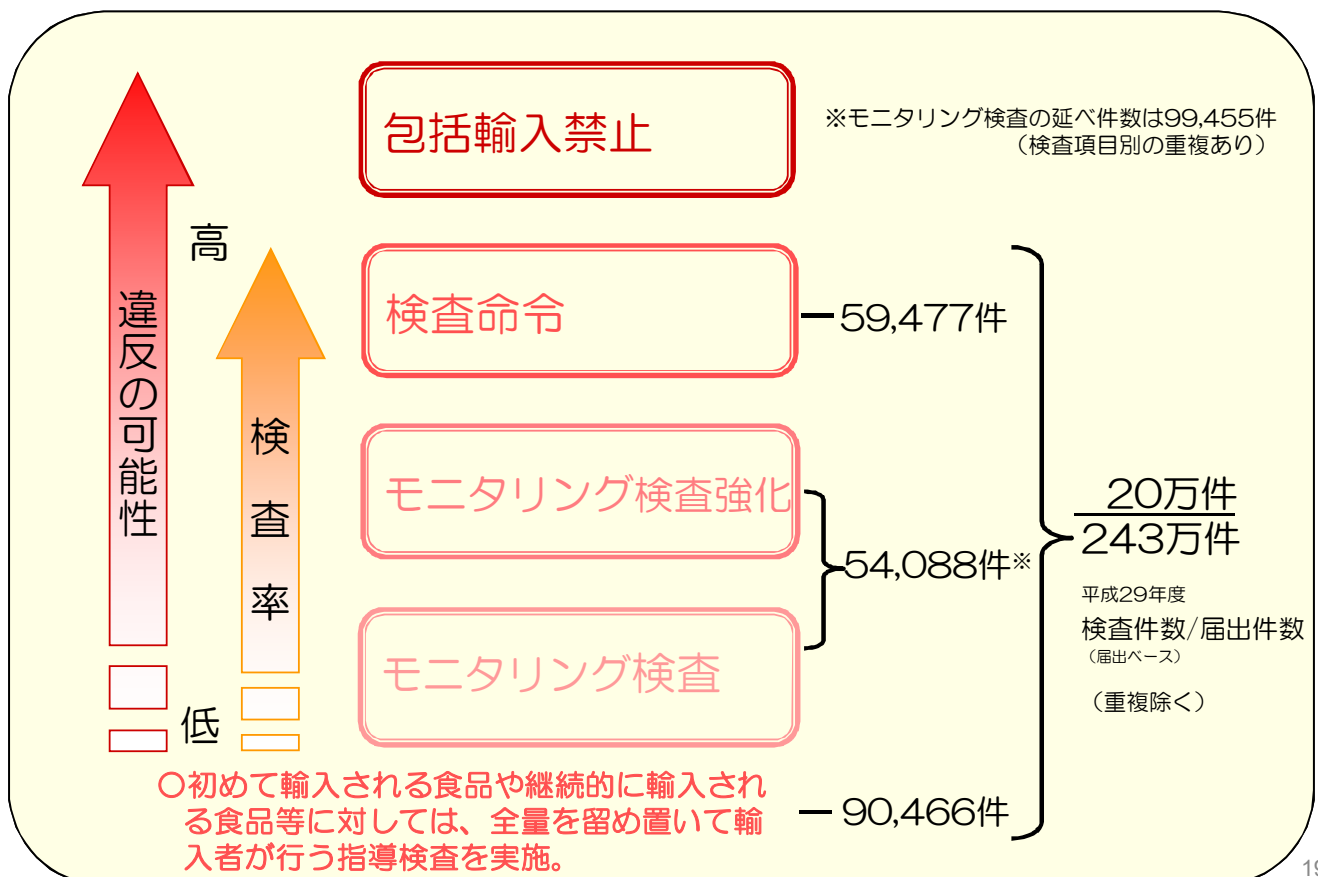
- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることが目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

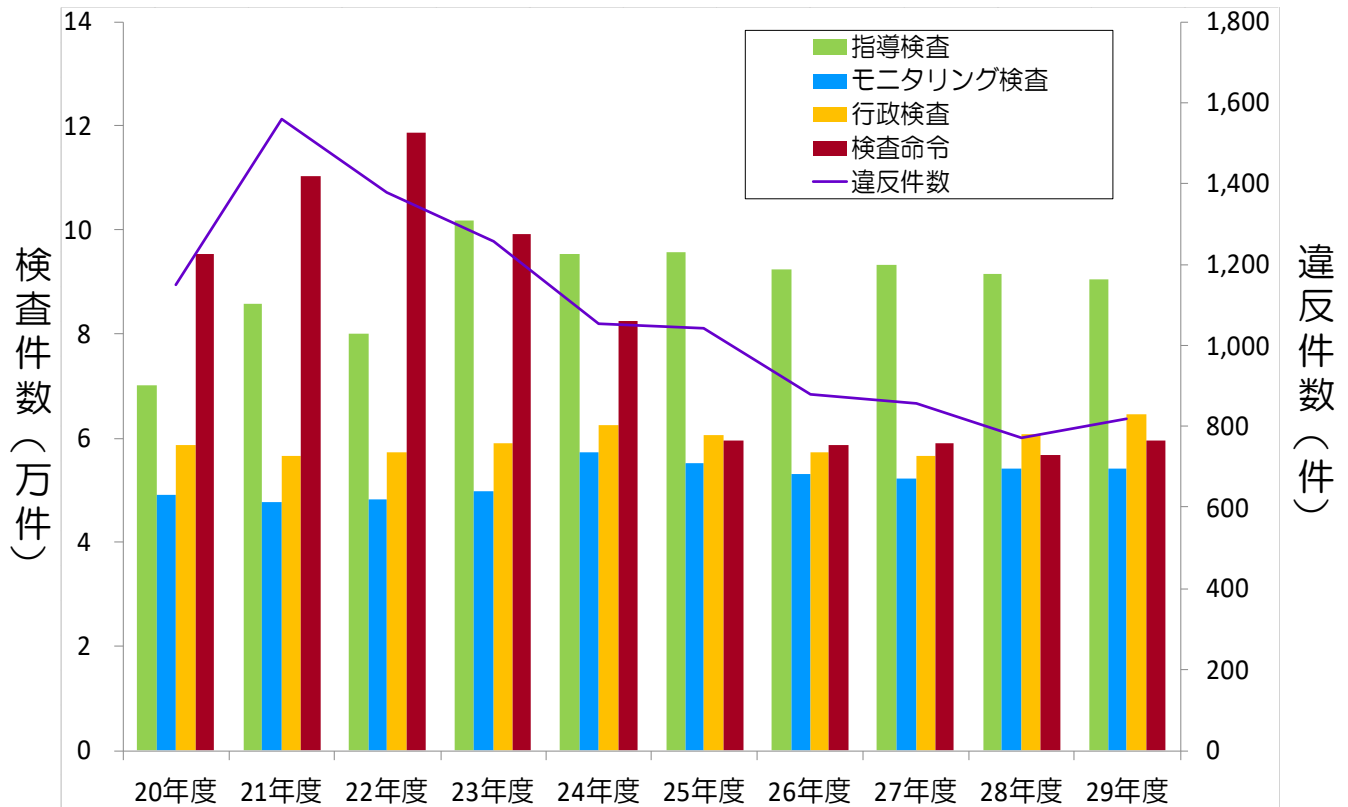
18

輸入時の検査体制の概要



19

輸入時の検査・違反件数の推移



20

平成29年度輸入食品監視指導計画監視結果

- ❖ 届出・検査・違反状況
 - ◆ 届出件数 2,430,070件
 - ◆ 検査件数 200,233件 (検査率8.2%)
(検査命令 59,477 件、モニタリング検査 54,088件、指導検査等90,466 件)
 - ◆ 違反件数 821件 (届出件数の0.03%)
- ❖ モニタリング検査実施状況
 - ◆ 計画数延べ97,509件に対し、延べ99,455件実施 (実施率約102%)
- ❖ モニタリング検査強化移行品目
 - ◆ 32カ国の51品目
- ❖ 検査命令移行品目
 - ◆ 8カ国の12品目
- ❖ 検査命令対象品目
 - ◆ 全輸出国17品目及び30カ国・1地域の72品目 (平成30年3月31日現在)

21

主な食品衛生法違反内容（平成29年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品 及び添加物	257	30.2	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ゴマの種子、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、輸入が認められていないふぐの混入、ブランド等からのメタノールの検出、大麦、米、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
9	病肉等の販売等の禁止	14	1.6	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	73	8.6	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、一酸化炭素、塩素酸カルシウム、カルミン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、酸化鉄（赤色）、酸化鉄（黒色）、酸化鉄（黄色）、ジクロロメタン、二炭酸ジメチル等）の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	479	56.2	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	25	2.9	材質別規格違反 製造基準違反
62	おもちゃ等についての準用規定	4	0.5	おもちゃの規格違反
計		852（延数） 821（実数）		

22

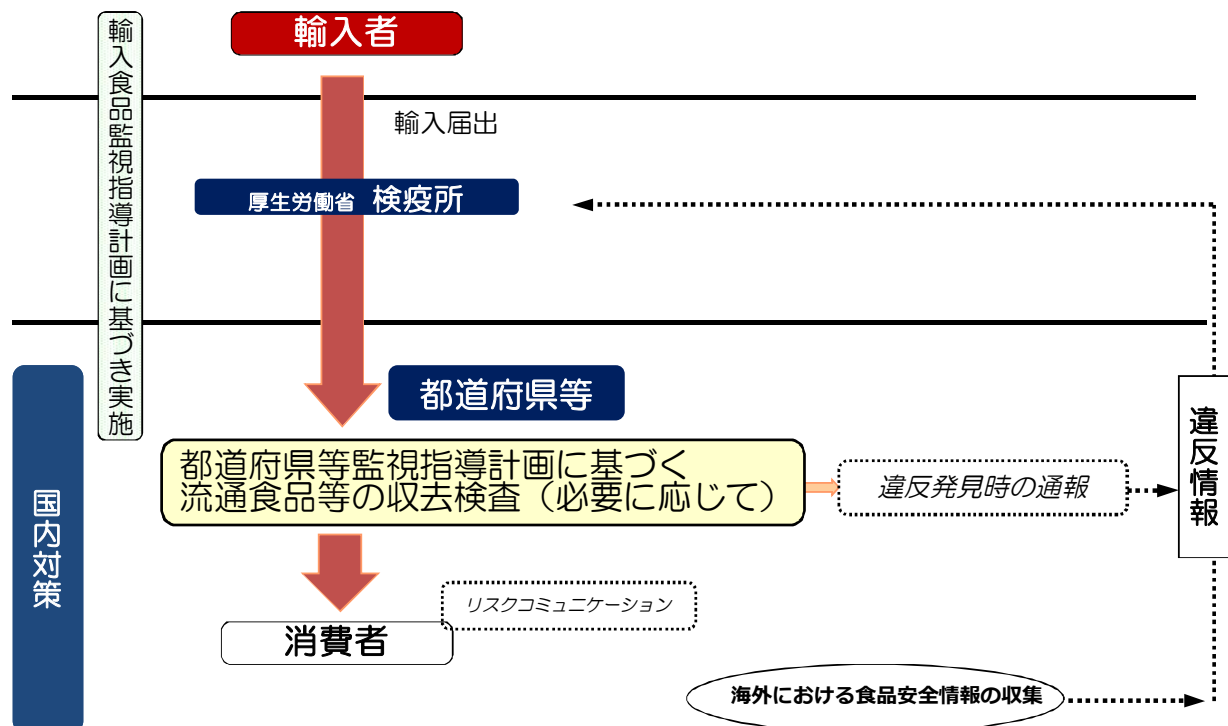


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

3－3. 国内対策

監視体制の概要



24

国内の食中毒情報等に基づき 監視強化を行った主な事例

対象国	品目	内容	対応
韓国	養殖ひらめ	クドア・セプテン ンブクタータ	特定の養殖場からの韓国産養殖ひらめが輸入届出された場合には、検査命令を実施するよう措置を講じた。
中国	生食用うに	腸炎ビブリオ汚 染	特定の製造者からの中国産生食用うにが輸入届出された場合には、輸入の都度、自主検査を実施するよう措置を講じた。

25



4. 2019年度輸入食品監視指導計画（案）について

26

監視指導計画の長期的な展望について

輸入食品の安全性確保をより効果的に推進する

現在

輸入時検査を中心とした監視体制



今後

輸入時検査に加えて輸出国段階での衛生対策を更に強化

- ・食肉、食鳥肉等にあつては、HACCPによる衛生管理を輸入要件とするほか、乳及び乳製品や一部の水産食品あつては、衛生証明書の添付を輸入要件とし輸出国での衛生管理対策の推進を図る
- ・引き続き、輸入時の検査体制の整備を図る

27

2019年度輸入食品監視指導計画（案）について①

輸入時の監視指導のポイント

- ① 輸入者への自主的な安全管理の実施
 - ・ 輸入前指導の一層の推進
 - ・ 健康食品の輸入前指導時における、健康被害情報の確認の指導
 - ・ 器具・容器包装に係るポジティブリスト制度の検討状況を踏まえた情報の提供と必要な衛生管理に努めるよう指導
- ② モニタリング検査の実施
 - ・ ポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
 - ・ 冷凍加工食品の成分規格に係る検査を重点的に実施
 - ・ 病原微生物に係る検査を重点的に実施
- ③ モニタリング検査以外の行政検査の推進
 - ・ 初回輸入時等の必要に応じた輸入届出と実際の貨物の同一性確認の実施
- ④ 検査命令の実施
- ⑤ 包括的輸入禁止措置の検討
- ⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

28

2019年度輸入食品監視指導計画（案）について②

輸出国における衛生管理対策の推進

- ① 我が国の食品衛生規制の周知
- ② 二国間協議、現地調査等の実施
 - ・ 経済連携協定締結国等の食品衛生に係る情報収集及び輸入食品の安全性確保体制に係る情報提供
 - ・ 国内における輸入食品等に起因する健康被害に係る輸出国における衛生管理対策の強化を推進
 - ・ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
 - ・ 輸出国及びと畜場等におけるHACCPに基づく衛生管理に係る情報収集及び周知
- ③ 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等の実施
- ④ HACCPによる衛生管理の推進
 - ・ 食肉、食鳥肉等について、輸出国政府及びと畜場等のHACCPに基づく衛生管理の導入状況を調査し、輸出国段階における衛生管理対策を推進

29

2019年度輸入食品監視指導計画（案）について③

モニタリング検査計画数 約99,000件（前年比500件増）

検査項目	31年度計画件数（案）
残留農薬	26,900
成分規格（大腸菌群等）	16,220
添加物	12,100
病原微生物（リステリア等）	13,050
抗菌性物質等	13,100
カビ毒（アフラトキシン等）	6,100
遺伝子組換え	860
放射線照射	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	99,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

30

2019年度輸入食品監視指導計画（案）について④

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語:<https://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/index.html>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知Q&Aなどを掲載。

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

英語:<https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

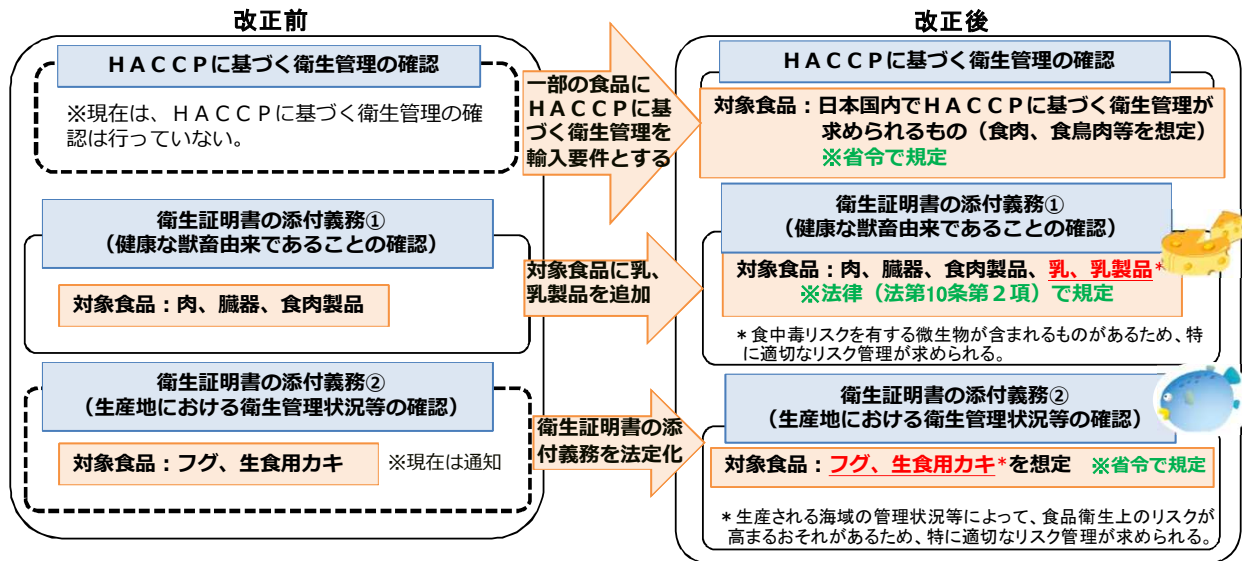
食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



31

輸入食品の安全性確保

- 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、HACCPに基づく衛生管理や乳製品・水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。



施行スケジュール

HACCPに基づく衛生管理の確認・・・**2021年**（2020年施行＋猶予期間1年）

衛生証明書の添付義務①及び②・・・**2020年**

→これらの新たな対応については、省令等の案のWTO通報、パブリックコメントの募集を経て、2019年の6月までに、省令等の公布を行う予定であり、進捗について随時説明していく予定。

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

- 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

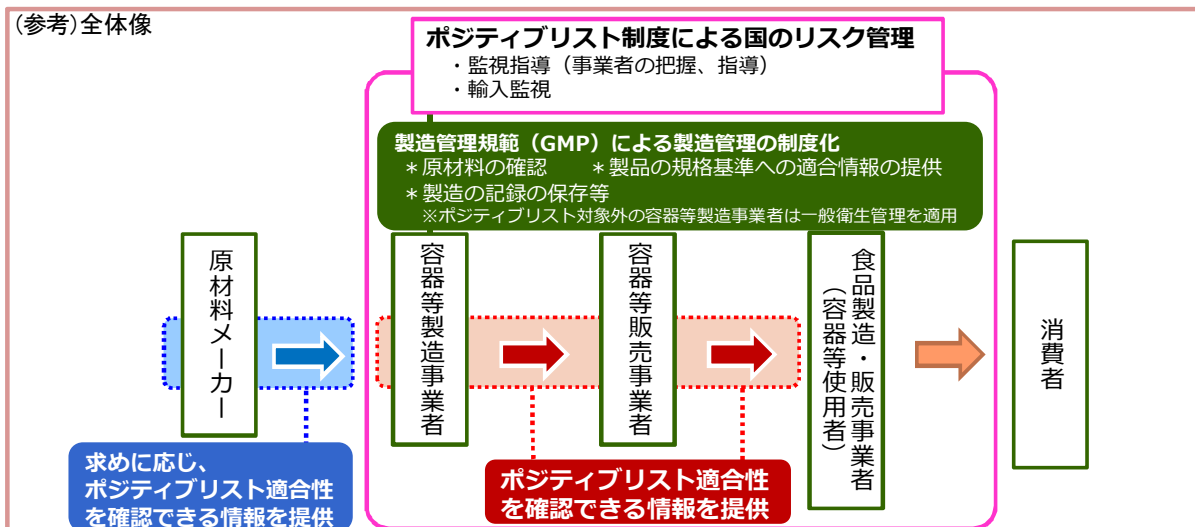
現行

- 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

改正後（ポジティブリスト制度）

- 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。
※合成樹脂が対象

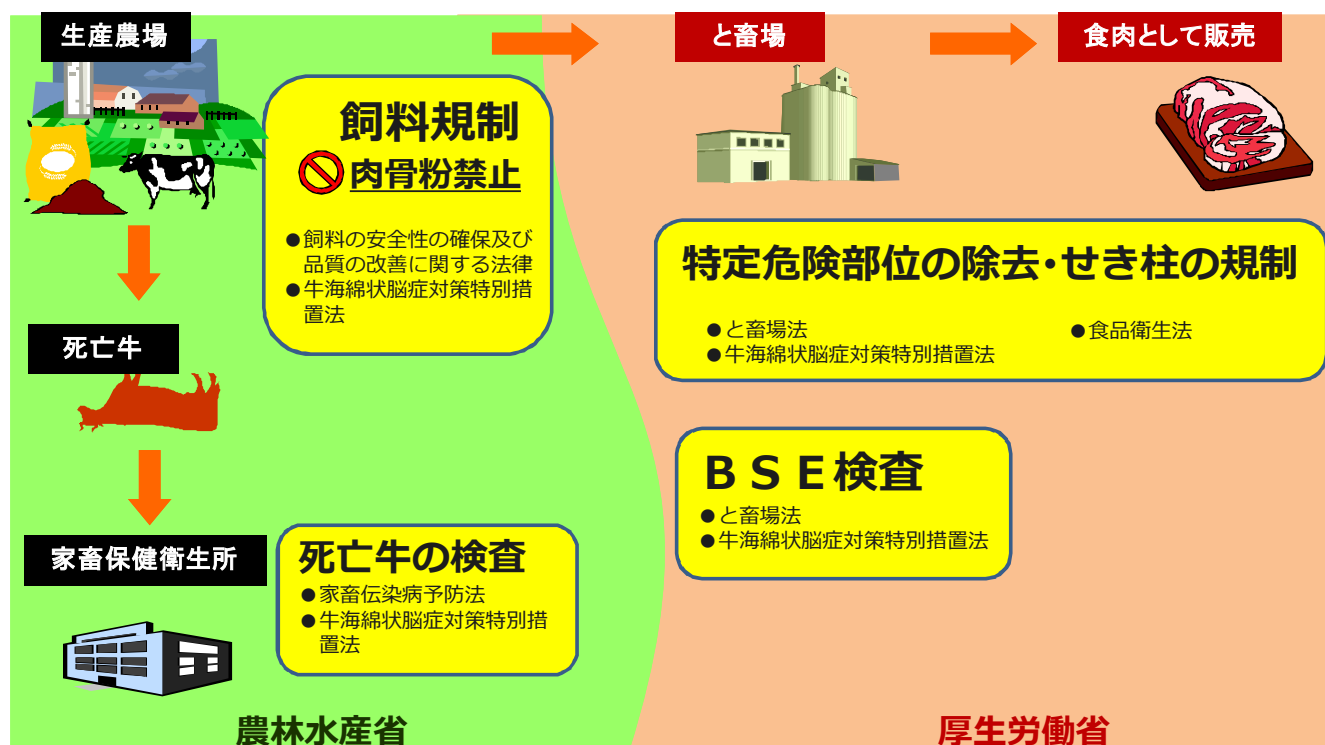
（参考）全体像



牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて

■ BSE対策の概要

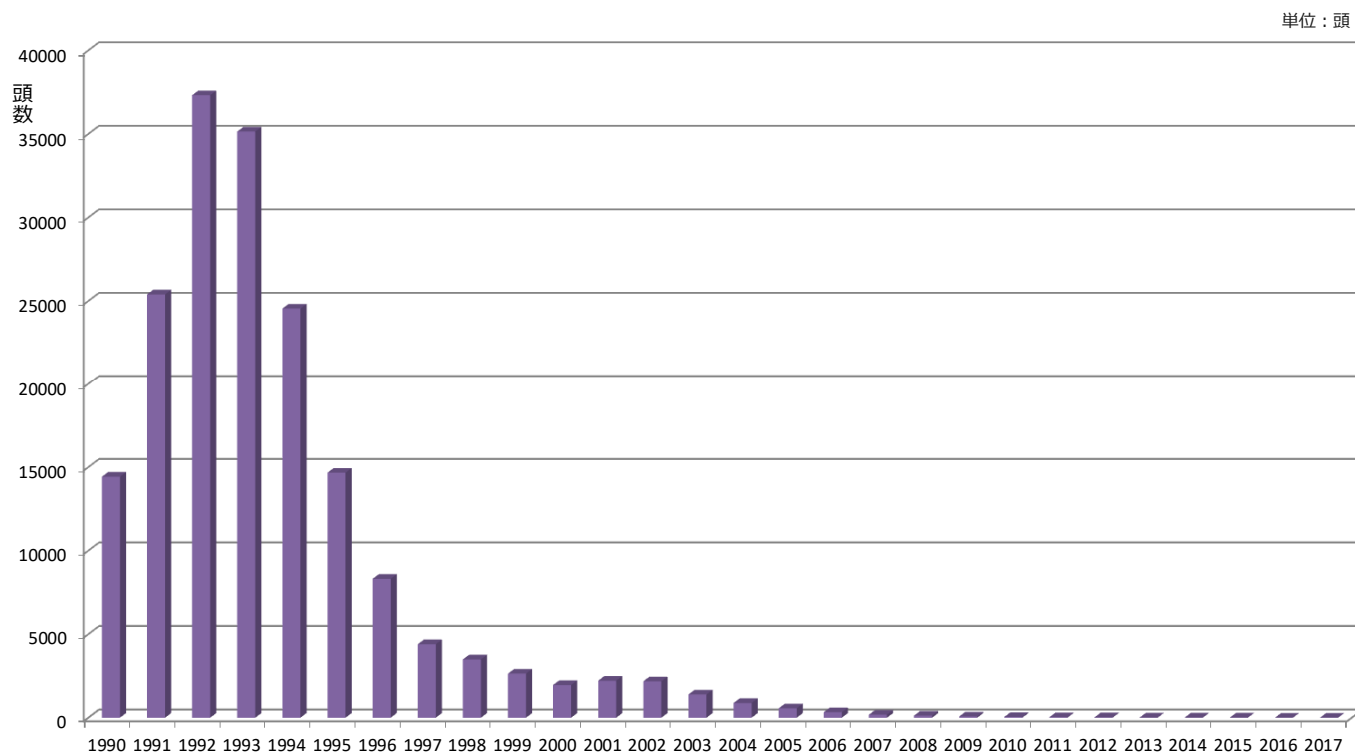
●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注）個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

■ 世界のBSE発生件数の推移



出典：OIE World Health Situation
(2018年2月ウェブサイト等確認)

■ 世界のBSE発生件数の推移

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	4	190,678
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	3	5,987
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(4)	(-)	(1,030)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1,657)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(-)	(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(144)
(オーストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(8)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	-	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	-	21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	-	2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。
(注3) 輸入牛において確認されたもの。(注4) うち2頭は輸入牛による発生

BSE発生国への対応について

(年度)

国名	OEIリスク ステータス	H17	～	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
米国	 無視できる									
カナダ	 管理された									
フランス	 管理された									
オランダ	 無視できる									
アイルランド	 管理された									
ポーランド	 無視できる									
ブラジル	 無視できる									
ノルウェー	 無視できる									
デンマーク	 無視できる									
スウェーデン	 無視できる									
イタリア	 無視できる									
スイス	 無視できる									
リヒテンシュタイン	 無視できる									
オーストリア	 無視できる									
英国	 無視(NI, S) 管理(W, E)									

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること()等

(アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(), オランダはH27年6月まで12か月齢以下(), ブラジルは48か月齢以下())

NI: 北アイルランド、S: スコットランド、W: ウェールズ、E: イングランド

※ 平成29年3月 フランスからのめん羊肉等の輸入を再開

平成30年7月 米国からのめん羊及び山羊の肉等の輸入を再開

平成31年1月 英国からのめん羊肉等の輸入を再開

■ 輸入牛肉の食品安全委員会への評価及び輸入条件の経緯

	米国、カナダ	アイルランド	3カ国の輸入条件
H12			12月 輸入禁止(アイルランド)
H15			5月 輸入禁止(カナダ) 12月 輸入禁止(米国)
H17	5月 輸入条件について諮問 月齢を20か月齢以下・全頭からのSRM除去 12月 評価結果答申		12月 輸入再開(米国、カナダ) 月齢制限を「20か月齢以下」とし輸入再開
H23	12月 輸入条件について諮問 ①月齢を30か月齢以下・SRMの範囲を変更 ②上記①を終えた後、さらに引き上げた場合のリスク		
H24	10月 ①について評価結果の答申		
H25		4月 輸入条件について諮問 ※諮問内容は米国、カナダと同じ 10月 ①について評価結果の答申	2月 輸入条件見直し(米国、カナダ) 月齢制限を「30か月齢以下」に変更 12月 輸入再開(アイルランド) 月齢制限を「30か月齢以下」とし、輸入再開
H29	4月 国内措置の見直しを踏まえ、米国、カナダ、アイルランドを含む13か国について②の評価を改めて依頼		
H31	1月 米国、カナダ及びアイルランドについて評価結果の答申		現在、輸出国と二国間協議中

※米国、カナダは平成17年以降、原則、食肉処理施設の査察を毎年実施

定型BSEについて

○生体牛のリスク

「生体牛のリスク」に係る措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。

○食肉のリスク

適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在のSRMの除去によって、食品を介して摂取される可能性のあるPrP^{Sc}は極めて少なくなるものと推定できる。

3 か国においては、「食肉のリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。



牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、食品安全委員会は、これら3 か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSE プリオンによるvCJD 発症の可能性は極めて低いと考える。

40

○非定型BSE

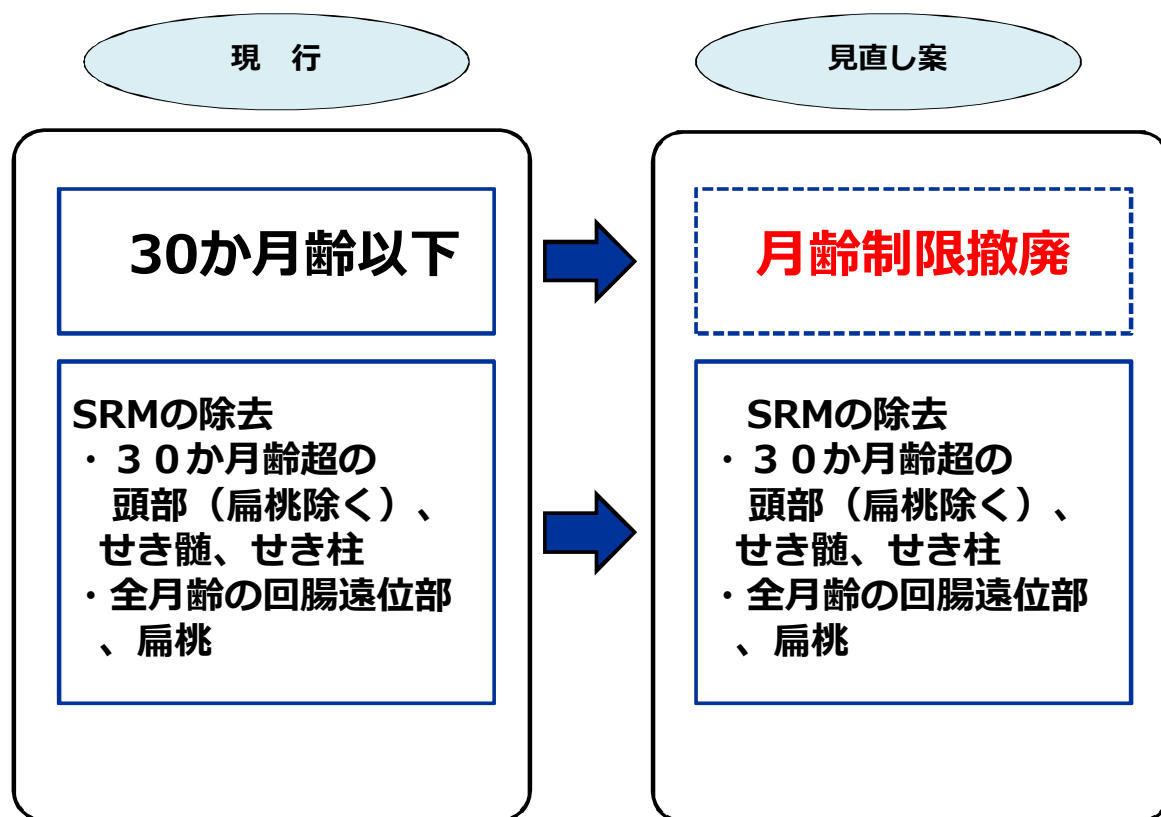
「適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓(SRM 以外)の摂取に由来する非定型BSE プリオンによるvCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考える」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。



以上から、諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に関し、米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

(付帯事項) 本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

■ 輸入月齢制限の見直し案(米国、カナダ、アイルランド)



■ 各国の特定危険部位（SRM）の範囲

	日本 		米 国 	カナダ 	E U 		O I E 基準  (管理されたリスク)
	現在	諮問内容			無視できるリスク	管理された又は不明のリスク	
頭 部	30か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	30か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	30か月齢超 頭蓋 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位	30か月齢超 頭蓋	12か月齢超 頭蓋	12か月齢超 頭蓋	30か月齢超 頭蓋
扁 桃	全月齢	—	全月齢	30か月齢超	—	全月齢	全月齢
せき髄	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	12か月齢超	12か月齢超	30か月齢超
せき柱 背根神経節を含む	30か月齢超	—	30か月齢超	30か月齢超	—	30か月齢超	30か月齢超
腸	全月齢 回腸遠位部	—	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	—	全月齢の 小腸の後部4m、盲腸及び腸間膜	全月齢の 回腸遠位部

■ 今後の予定

➤ 輸出国との二国間協議

対日輸出条件の修正について協議

➤ 輸出国への現地調査

米国 : 平成31年2月4～8日

カナダ : 平成31年2月18～22日

アイルランド : 平成31年3月11日～15日

➤ パブリックコメントの募集(30日間)

➤ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への報告



これらの手続の結果を踏まえ、米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の月齢制限の撤廃を検討



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

参考法令 参考資料

46

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗剤の製造・使用基準

47

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

48

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

49

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

50

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP（ハサップ）*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年）

改正食品衛生法施行スケジュール

平成30年11月現在

	2018年 7～12月	2019年 1～6月	2019年 7～12月	2020年 1～6月
①広域連携	関係機関との調整 8月 パブコメ 11～12月 省令・監視指 導方針公布	要領等決定 協議会開催 第1回 施行		
②HACCP	検討会開催 業界との調整	WTO通報 パブコメ	引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正	※2021年まで 現行基準適用 施行
③営業許可	検討会開催	WTO通報 パブコメ	自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
④リコール	業界、自治体との調整 自治体向け説明会	WTO通報 パブコメ	自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
⑤輸出入	原案作成	WTO通報 パブコメ		※2021年まで 現行基準適用 施行
⑥指定成分	厚労科研等 業界との調整	薬食審・食安委	WTO通報 パブコメ	省令・告示公布 施行
⑦容器包装	検討会開催 業界との調整	WTO通報 パブコメ	省令公布 薬食審・食安委 WTO通報 パブコメ	省令・告示公布 施行

2

輸入食品の安全性確保

1. HACCPに基づく衛生管理の確認 (改正食品衛生法第11条第1項関係)

輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置 (HACCPに基づく衛生管理) が講じられていることが必要な食品を指定する。

- 対象食品の指定 (食品衛生法施行規則)
→日本国内でHACCPに基づく衛生管理が求められている「食肉、食鳥肉」とする予定

指定された食品について、当該措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、販売の用に供するために輸入してはならないこととする。

- 国・地域又は施設の指定 (告示)
 - ・輸出国政府が対日輸出基準に適合する施設を認定、監督
 - ・対日輸出施設リストを輸出国政府が厚生労働省に通報
 - ・厚生労働省は輸出国の対応について定期的に査察、検証
 - 施行前に、HACCPによる衛生管理の実施を確保する仕組みやその監督体制などの管理システムが我が国と同等以上であることを確認するため、輸出国との協議、現地調査が必要
 - ※輸出国政府が上記対応が困難な場合には、厚生労働省が定めた認定申請手続により、認定を希望する施設が輸出国政府を通じて厚生労働省に認定を申請。
- 国及び施設を告示で定めるに当たっての考え方や確認事項、手続等を示すガイドラインを作成予定

輸入食品の安全性確保

2. 衛生証明書の添付義務①：健康な獣畜由来であることの確認

(改正食品衛生法第10条第2項関係)

衛生管理によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とする。

○ 健康な獣畜の肉、臓器、食肉製品に加え、乳及び乳製品を対象とする

乳及び乳製品の範囲（食品衛生法施行規則）

→乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）に規定する乳及び乳製品の範囲内で、我が国が動物衛生の観点から既に衛生証明書を求めている品目（乳、クリーム、バターミルク、ホエイ、バター、チーズ等）を参考にして選定する。

<乳等省令における乳及び乳製品>

乳（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪乳、無脂肪牛乳、加工乳）
乳製品（クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂肪固形分3.0%以上を含むものに限る。）及び乳飲料）

乳及び乳製品の衛生証明書の記載事項（食品衛生法施行規則）

→既存の食肉等に対する証明書や、動物衛生の観点から乳等に求めている証明書の記載事項を考慮する。

<主な記載事項の案>

1. 乳及び乳製品にあっては、その名称及びその原料の乳の種類^{*1*}
2. 乳の原産国^{*2}
3. 数量及び数重量^{*1*}
4. 荷送人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）^{*1*}
5. 荷受人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）^{*1*}
6. 乳及び乳製品については、当該製品が製造された製造所の名称及び所在地^{*1}
7. 疾病、異常を有する又はへい死した獣畜の乳を使用していない旨（健康な獣畜の乳を使用している旨）^{*1*}
8. 乳及び乳製品については、当該製品の製造が、我が国と同等以上の基準に従って、衛生的に行われた旨^{*1}
9. 乳及び乳製品については、当該製品の製造が行われた年月^{*1*}

^{*1}食肉等に対する衛生証明書で同様の記載を要求している事項

^{*2}乳等に対する動物衛生に関する証明書で要求している事項

下線は、動物衛生に関する証明書から追加で要求する事項

54

輸入食品の安全性確保

3. 衛生証明書の添付義務②：生産地における衛生管理状況等の確認

(改正食品衛生法第11条第2項関係)

輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、衛生管理や衛生証明書の添付を輸入要件化する。

○ 生産地における衛生管理状況等の確認のため、現在、フグ、生食用カキについて通知で求めている衛生証明書の添付を省令で規定

改正前

【生食用カキ（通知にて規定）】

現在、日本に生食用カキを輸出できる国

アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、

アイルランド、韓国

※ 採捕海域等の衛生管理体制が日本と同等であることが確認出来た国であることが前提条件

衛生証明書の添付義務を法定化

改正後

○ 日本に生食用カキを輸出できる全ての国から、省令（食品衛生法施行規則）において衛生証明書添付を要求 **《省令で対象食品及び記載内容を規定》**

【法条文（抜粋）】

生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関[※]によって発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

※ 輸出国の政府機関には、権限を有する地方政府を含む

【主な記載事項の案】

1. 荷送人、荷受人の名称、所在地
2. 処理施設の名称、所在地
3. 採捕獲海域、採捕年月日
4. 数重量
5. 浄化が行われている場合の施設名称、所在地
6. 政府に承認された施設で処理され、日本の加工基準等に基づく衛生管理と同等である旨

等

【フグ（通知にて規定）】

・ 輸入に際しては、輸出国の公的機関が発行した衛生証明書を添付

・ 対日輸出用フグについては、漁獲海域^{*1}及び品種^{*2}が限定

※1 日本海、渤海、黄海、東シナ海で漁獲されたものに限る

※2 トラフグ、マフグ、ヒガンフグ、シロサバフグ、カナフグ等に限る

衛生証明書の添付義務を法定化

○ 輸入されるフグについて、省令（食品衛生法施行規則）において衛生証明書添付を要求 **《省令で対象食品及び記載内容を規定》**

【法条文（抜粋）】

生食用カキの場合と同じ

【主な記載事項の案】

1. フグの種類（学名）
2. 漁獲海域
3. 荷送人、荷受人の名称、所在地
4. 処理施設の名称、所在地
5. 採捕獲海域、採捕年月日
6. 数重量、保管状況
7. 処理が行われた場合、政府に管理された施設で適切且つ衛生的に処理された旨

等

55